施策構成事務事業評価一覧表

施策名	1701	計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

【事業類型】

1　職員人件費のみの事業
2　国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務）
3　負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
4　組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
5　施設の維持管理費のみの事業（高熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
6　施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
7　課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
8　団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
9　ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
10　ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万未満（事業類型1～9以外）
11　ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

【事業概要シート作成有無】

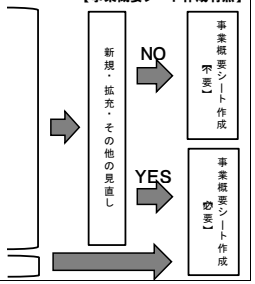

妥当性（市の関与）
　ａ…市が実施することが妥当である
　ｂ…見直す余地がある
　ｃ…市が実施する緊急性が認められない
有効性（施策貢献度）
　ａ…施策への貢献度が高い
　ｂ…施策への貢献度が著しく高いとはいえない
　ｃ…成果の向上が見込まれない
効率性（コスト）
　ａ…コストを見直す余地がない
　ｂ…検討する余地がある
総合評価
　Ａ…計画通りに事業を進めることが適当
　Ｂ…事業の進め方の改善検討
　Ｃ…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
　Ｄ…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間 開始	事業期間 終了	根拠法令 要綱等	事業類型	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円） R2 決算	事業費（千円） R3 予算	事業費（千円） R4 見込	人件費（千円） R2 決算	人件費（千円） R3 予算	主な指標	単位	R2 計画	R2 実績	R3 計画	R4 計画	事業の方向性	概要シート
1	土地取引・利用対策事業	企画政策課 石山 光昭 安武 翔太	国・県が実施する地価公示・地価動向調査に関する協力、土地売買等届出の受付事務及び届出制度の広報活動を行う。			国土利用計画法、地価公示法	2			a 余地なし	A 事業推進	125	111	105	1,404	1,284	国土利用計画法第23条に係る届出率	%	100	61.1	100	100	現状維持	無
2	地籍調査事業	管財課 高木　義治 鴫濱　剛	一筆ごとの土地の所有者・地番・地目・境界・面積を調査・測量し、復元可能な地図を整備する。 調査対象面積　：101.61　㎢ 調査対象外面積　：25.12　㎢	昭和63年度	令和19年度	国土調査法 国土調査法施行令	9	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	123,442	186,025	139,902	25,717	25,627	進捗率（計画面積の101.16㎢）	%	53.6	53.6	56.2	58.5	現状維持	無
3	都市計画用途地域見直し事業	都市計画課 金原　剛蔵 松尾　宙	平成30年度に実施した都市計画基礎調査を基に、上位・関連計画、現況整理を踏まえ、適切な土地利用の実現に向けて、用途地域をはじめ各種規制・誘導手法など、本市の土地利用計画案を作成する。その後、土地利用計画案について、不適格建築物の調査や関係機関との調整を図り、都市計画法に基づく都市計画決定（変更）手続きを行う。			都市計画法 都市計画運用指針 建築基準法	9	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0	0	0	0	0	対象地域	ha	0	0	0	0	現状維持	無
4	都市再構築戦略事業（西大村地区）	都市計画課 金原　剛蔵 古場　翼	◎道路整備： 歩道のバリアフリー化や路側のカラー化など、安全・安心な歩行空間の創出を図る。 ◎地域生活基盤施設（情報案内板）整備： 各バス停付近や交差点に案内板を設置し、歩いて暮らせる環境整備を行う。また、災害時の避難場所等を表示し、市民への日常的な周知を図る。	平成27年度	令和2年度		9					151,437	0	0	2,727	0	事業進捗率	%	100	100	—	—	前年終了	無
5	都市計画マスタープラン策定事業	都市計画課 金原　剛蔵 松尾　宙	都市計画マスタープランは、概ね20年後の大村市の目指すべき都市の将来像を長期的視野から展望し、都市計画の基本目的や方向性を定める。なお、道路や公園等の計画目標については、概ね10年以内に取り組む事項を示す。そのため、概ね10年後には、新たな取り組み事項を示すために、本計画の見直しを行う必要がある。	令和2年度	令和3年度	都市計画法 都市計画運用指針 都市再生特別措置法	11					11,416	27,957	0	8,254	8,911	策定委員会の開催	回	3	3	3	—	終了	無
6	デジタル活用推進事業（旧 大村未来都市構想策定事業）	企画政策課 山口　理行 坂口　恵蔵	令和3年度に策定した大村未来都市構想及び大村市DX推進計画に基づき、外部協議会や研修会等を開催し、本市のデジタル活用の推進を行う。 令和4年度から事業名を「デジタル活用推進事業」に変更	令和3年度			11	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0	12,743	6,505	0	14,744	大村未来都市構想構想推進協議会の開催回数	回	—	—	2	2	その他の見直し	有
												0	0	0	0	0								
												0	0	0	0	0								